

こんにちは！ 室長の工藤です。

幕末の安政5年（1858年）5月、青森正覚寺の住職の人事をめぐる寺側と檀家との間で争論が起きていたことが弘前藩当局に発覚しました（「正覚寺一件」）。この事件では、大檀家であったと目される竹野屋・中村屋・今村屋・長内屋といった商人層が中心となり寺側と対立していました。

これらの商人のうち、竹野屋は青森町の有力問屋のひとつで、事件発覚の2年前の安政3年から大藩である仙台藩の御用達を務めていました。ところが、藩当局による事件の取調べの結果、翌安政6年8月に竹野屋は鞭刑べんけいとなり処罰されることになりました。もちろん、仙台藩の御用達も取り放しとなります。そして何よりも、安政6年9月の幕府による仙台藩など奥羽6藩への蝦夷地分領は、その渡航地となる青森町の商人たちに新たなビジネスチャンスをもたらすことになったのですが、竹野屋はこれに参加することができませんでした。弘前のある商人が自身の日記の中で、この時の竹野屋を「馬鹿なことをしたものだ」と評しました。まさに、その通りと言っていいでしょう。

さて、浜町の豪商滝屋は、青森町奉行成田敏吉から竹野屋が仙台藩の御用達から取り放しとなるということで内々に相談を受けています。内容は、竹野屋の後任について、青森の問屋商人たちの考えを聞きたいというものでした。仙台藩の御用達に目をつけていた滝屋は、自分のほか藤林屋などの名前をあげますが、結論として自分が受けるべきと言いました。また、成田はもう一人の町奉行湯元弥平にも相談しました。湯元は藤林屋を推しました。湯元はなにかにつけて藤林屋をひいきにしていたようです。そこで、相手方には滝屋と藤林屋両方を推薦して、滝屋を指名してもらおうよう根回しをすることで決着します。



明治時代の滝屋伊東家
（『新青森市史』通史編2より）

一方、文久元年（1861）2月には滝屋でも不正が表沙汰となります。実は、滝屋による同様の不正は安政5年にもあったのですが、役人への賄賂とその見返りとしての便宜供与という形で見逃されていたのです。事件を長内屋から聞いた竹野屋は、すぐさま仙台藩御用達の返り咲きを目論みます。さらに竹野屋は、滝屋がお咎めということになれば、滝屋に近い人たちも無事でいられなくなると考え、町年寄の佐藤準助を追い落として、自身が町年寄に就くための画策も始めました。

このように幕末の青森では、特定の商人が町奉行や町年寄といった町支配層などと結びつき、「実利」を求めて行動していたことが見て取れます。ちなみに、滝屋は事件発覚からわずか半年後の8月、藩主の来青の際に初めて本陣（宿舎）を務めています。ここにも滝屋と弘前藩の役人との結びつきの一端を垣間見ることができますね。

青森正覚寺一件での処分者一覧

名前	処分内容
貞昌寺先住	病死のため処分なし
正覚寺後住勸海	寺外隠居
正覚寺隠居龍玄	鱒ヶ沢法王寺へ御預・他出差留
正覚寺隠居龍玄弟子序玄	他国出・寺院住職差留
姥嶋村長福寺	禁足
中村儀兵衛	鞭刑 18 鞭・所払
今村屋喜代松	鞭刑 18 鞭・所払
竹野屋雄吉	鞭刑 21 鞭・三里四方追放
松屋太右衛門事俊平	鞭刑 21 鞭・三里四方追放
長内屋覚兵衛	日数 30 日戸ノ 御用所点羽 日数 50 日戸ノ
長内屋覚兵衛親覚兵衛	病死のため処分なし
石川屋吉右衛門	日数 15 日戸ノ 御用所点羽 日数 30 日戸ノ
奥村屋吉左衛門 金沢屋忠左衛門 石戸屋勘太郎 長内屋乙吉 中村屋庄右衛門 成田屋八十郎 和嶋屋由太郎 米沢屋辰五郎 村井屋七兵衛	御用捨 御用所点羽 日数 20 日宛戸ノ

「国日記」安政6年8月19日条より作成